

# 「重症者治療搬送調整等支援事業」を活用した集中治療の専門家等派遣

別添1

## 事業の概要

- 集中治療の専門家等による相談窓口
- ECMOの取扱いに精通した医師を含む集中治療の専門家等の派遣調整
- 都道府県調整本部（※）等における搬送調整業務支援 等      ※都道府県内の患者受入れを調整する機能を有する組織・部門

「感染拡大に伴う入院患者増加に対応するための医療提供体制確保について」  
(令和2年12月25日新型コロナウイルス感染症対策推進本部)より抜粋し、改変

## ＜集中治療の専門家等の派遣スキーム＞

- (1) ICU管理や人工呼吸管理が必要な患者→各医療機関で診療する。  
(2) (1)の患者がさらに悪化し、ECMOを含む高度集中治療管理が必要と判断される場合

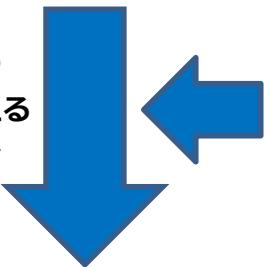
パターン1：当該医療機関でECMOを含む診療を実施

パターン2：当該医療機関でECMOを含む診療が困難な場合：地域のECMO診療可能な病院へ転院搬送

・都道府県調整本部がコーディネーターと相談して搬送先を選定する。その際に、当該事業のDr to Drで搬送先選定の助言を行う。

医療機関の求めに応じて、「重症者治療搬送調整等支援事業」の相談窓口（TEL：[050-3085-3335](tel:050-3085-3335)）が診療の助言・サポートを実施している

さらに地域全体の  
ECMO患者が増える  
見込みがある場合



- ① 都道府県は、厚生労働省に当該事業を通じた専門家派遣について相談。厚生労働省は、都道府県の状況を聴取し、技術的助言を実施。
- ① 厚生労働省は、日本集中治療医学会・日本ECMONetに出動準備依頼。
- ② 日本集中治療医学会・日本ECMONetは、全国の診療状況を踏まえて、現地に派遣するECMO専門家チームの人選を行う。
- ③ 都道府県から厚生労働省に派遣要請。
- ④ 厚生労働省は、日本集中治療医学会・日本ECMONetに出動要請。
- ⑤ 日本集中治療医学会・日本ECMONetの専門家チームが現地入りする。

I 日本集中治療医学会・日本ECMONetの専門家チームが現地で重症者の診療について助言・指導を行い、当該地域内のECMO受け入れキャパシティーを大きくする。

上記を行ってもなお、ECMO等の重症患者の受け入れキャパシティーが不足すると見込まれる場合、移送・搬送を検討する。

II 当該地域外へECMO等の重症患者を移送する（広域移送・搬送）。

※移送・搬送に当たっては、患者の身体への負担を考慮して、患者、患者の家族、送り出し、受入れ都道府県の合意が必要。

→搬送先選定：現地入りしているECMO専門家チームの派遣元病院への移送を軸に調整を行う（日本集中治療医学会・日本ECMONet、厚生労働省、都道府県）。移送・搬送には日本集中治療医学会・日本ECMONetからの派遣された専門家チームが同行する。